

【住宅宿泊事業の届出書及び添付書類チェック表】
官公署が証明する書類は、届出日前3月以内に発行されたものである必要があります。

提出書類	チェック欄
1. 法人・個人共通	
○ 住宅宿泊事業届出書【民泊制度運営システムへ入力したもの(印刷または電子申請)】	<input type="checkbox"/>
<添付書類>	
(1) 建物の登記事項証明書【法務局】	<input type="checkbox"/>
(2) [住宅が入居者の募集が行われている家屋に該当する場合] 入居者募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていることを証する書類 (募集の広告紙面の写し、賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し等)	<input type="checkbox"/>
(3) [住宅が、随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋に該当する場合] 当該住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類 (届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート等)	<input type="checkbox"/>
(4) 次のことを明示した住宅の図面(手書きの図面でも可)	<input type="checkbox"/>
① 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置	
② 住宅の間取り及び出入口	
③ 各階の別	
④ 居室(民泊事業の用に供するものに限る)、宿泊室(宿泊者の就寝の用に供する居室)及び宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く)のそれぞれの床面積 [家主同居型で宿泊室の床面積の合計が50mを超える場合] ⇒ 「届出住宅の図面の記載例」を参考 ・非常用照明器具の設置位置の図面に明示すること ・届出住宅の複数の宿泊室に同時に複数のグループを宿泊させる場合は、A)防火の区画等の措置、B)自動火災報知設備等の設置、C)スプリンクラー設備等の設置のいずれかの対応に応じて図面に明示すること ・届出住宅が一戸建ての住宅又は長屋(各届出住宅単位)である場合は、宿泊室等の規模(宿泊室等の面積など)	
(5) [届出者が賃借人である場合] 賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転賃を承諾したことを証する書面	<input type="checkbox"/>
(6) [届出人が転借人である場合] 賃貸人及び転賃人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転賃を承諾したことを証する書面	<input type="checkbox"/>
(7) [マンションなどの共同住宅の場合] 専用部分の用途に関する規約の写し(規約に住宅宿泊事業を営むことについて定めがない場合は、管理組合に届出住宅において、住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類)	<input type="checkbox"/>
(8) [届出者が住宅に係る住宅管理業務を住宅宿泊管理者に委託する場合] 管理受託契約の締結時の書面(委託契約書等)の写し	<input type="checkbox"/>
(9) 消防法令適合通知書【届出住宅が所在する消防本部】	<input type="checkbox"/>
(10) 県条例で実施を制限する区域に係る申告書(※配置図、付近見取図を含む)	<input type="checkbox"/>
2. 届出者が個人の場合に添付する書類	チェック欄
(1) 届出者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 【本籍のある市町村】	<input type="checkbox"/>
(2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
(3) 次のいずれにも該当しないことを誓約する書面	<input type="checkbox"/>
① 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの	
② 破産手続開始決定を受けて復権を得ない者	
③ 法第16条第2項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から3年を経過しない者(命令をされた者が法人である場合にあつては、当該命令の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から3年を経過しないものを含む。)	
④ 禁固以上の刑に処せられ、又は住宅宿泊事業法若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者	
⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	
⑥ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。)が上記の①から⑤までのいずれかに該当するもの	
⑦ 暴力団員等がその事業活動を支配する者	

3. 届出者が法人の場合に添付する書類	チェック欄
(1) 定款又は寄付行為	<input type="checkbox"/>
(2) 登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
(3) 役員が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 【本籍のある市町村】	<input type="checkbox"/>
(4) 次のいずれにも該当しないことを誓約する書面	<input type="checkbox"/>
① 破産手続開始決定を受けて復権を得ない者	
② 法第16条第2項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から3年を経過しない者(命令をされた者が法人である場合にあつては、当該命令の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から3年を経過しないものを含む。)	
③ 禁固以上の刑に処せられ、又は住宅宿泊事業法若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者	
④ 法人であつて、その役員のうち、2.(3)の①から⑤のいずれかに該当する者があるもの	
⑤ 暴力団員等がその事業活動を支配する者	

届出住宅の図面の記載例

